

○厚生労働省令第六十号

消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十三条、第三十一条の七第二項及び第三十二条第一項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日 厚生労働大臣 加藤 勝信

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| | 改 | 正 | 後 | 前 |
|-----------------|---|---|---|---|
| (貸付事業の運営に関する措置) | | | | |

第五十一条 (略)

3 2 (略)

3 第一項第十二号に規定する「みなし利息」とは、礼金、割引金、手数料、調査料その他のいかなる名義をもつてするかを問わず、金銭の貸付けに因し債権者の受けた元本以外の金銭(契約の締結及び債務の弁済の費用であつて、次に掲げるものを除く。)のうち、金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として次項で定めるものを除いたものをいう。

一一 (略)

三 債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料(現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、当該イ及びロで定める額(消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額(次項において「消費税額等相当額」という。)を含む。)の範囲内のものに限る。)

| | |
|------------|-------|
| イ 一万円以下の額 | 百十円 |
| ロ 一万円を超える額 | 二百二十円 |

4 13 (略)

(貸付事業の運営に関する措置)

(負債の部の区分)

第八十二条 (略)

2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一一 (略)

一 二次に掲げる負債 固定負債

イ・ロ (略)

ハ 退職給付引当金(使用者が退職した後に当該使用者に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。第百四十九条第二項第一号において同じ。)(連結貸借対照表にあつては、退職給付に係る負債)

二一ト (略)

(注記の区分)

第一百九条 注記は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一一十四 (略)

十五 重要な後発事象に関する注記

十六 収益認識に関する注記

十七 その他の注記

2 (略)

| | 改 | 正 | 後 | 前 |
|-----------------|---|---|---|---|
| (貸付事業の運営に関する措置) | | | | |

第五十一条 (略)

3 2 (略)

3 第一項第十二号に規定する「みなし利息」とは、礼金、割引金、手数料、調査料その他のいかなる名義をもつてするかを問わず、金銭の貸付けに因し債権者の受けた元本以外の金銭(契約の締結及び債務の弁済の費用であつて、次に掲げるものを除く。)のうち、金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として次項で定めるものを除いたものをいう。

一一 (略)

三 債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料(現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、当該イ及びロで定める額(消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額(次項において「消費税額等相当額」という。)を含む。)の範囲内のものに限る。)

| | |
|------------|-------|
| イ 一万円以下の額 | 百八円 |
| ロ 一万円を超える額 | 一百十六円 |

4 13 (略)

(貸付事業の運営に関する措置)

(負債の部の区分)

第八十二条 (略)

2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一一 (略)

一 二次に掲げる負債 固定負債

イ・ロ (略)

ハ 退職給付引当金(使用者が退職した後に当該使用者に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。第百四十九条第二項第一号イにおいて同じ。)(連結貸借対照表にあつては、退職給付に係る負債)

二一ト (略)

(注記の区分)

第一百九条 注記は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一一十四 (略)

十五 重要な後発事象に関する注記

十六 収益認識に関する注記

十七 その他の注記

2 (略)

(収益認識に関する注記)

第一百二十条の二 収益認識に関する注記は、組合が組合員との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項とする。

- 一 当該組合の主要な事業における組合員との契約に基づく主な義務の内容
- 二 前号の義務に係る収益を認識する通常の時点

前項の規定により個別注記に注記すべき事項が連結注記に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記にその旨を注記するときは、個別注記における当該事項の注記を要しない。

(負債の評価)

第一百四十九条 負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

- 1 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。
- 2 退職給付引当金その他の将来の費用又は損失の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金

(削る)

(削る)

当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和元年十月一日から施行する。

(経過措置)

この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則（次項において「新生協法施行規則」という。）第五十一条の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の現金自動支払機その他の機械の利用に係る利用料について適用し、施行日前の現金自動支払機その他の機械の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

新規則第八十二条、第九十条、第一百二十条、第一百二十条の二及び百四十九条の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計帳簿、決算関係書類及び連結決算関係書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の日から令和四年三月三十日までの間に終了する事業年度に係るものについては、新規則の規定を適用することができる。

○農林水産省令第三十三号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十二条第三項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第五項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令

令和元年九月三十日

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

農林水産大臣 江藤 拓

改 正 後

（農業対策室並びに生産安全専門官、農業審査官、農業国際審査官及び審査官）

第十九条 農産安全管理課に、農業対策室並びに生産安全専門官四人、農業審査官八人、農業国際審査官一人及び審査官五人を置く。

（略）

2-7

（新設）

(負債の評価)

第一百四十九条 負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

- 1 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。
- 2 退職給付引当金その他の将来の費用又は損失の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金

(削る)

(削る)

当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金

(略)

二 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和元年十月一日から施行する。

(経過措置)

この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則（次項において「新生協法施行規則」という。）第五十一条の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の現金自動支払機その他の機械の利用に係る利用料について適用し、施行日前の現金自動支払機その他の機械の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

新規則第八十二条、第九十条、第一百二十条、第一百二十条の二及び百四十九条の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計帳簿、決算関係書類及び連結決算関係書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の日から令和四年三月三十日までの間に終了する事業年度に係るものについては、新規則の規定を適用することができる。

○農林水産省令第三十三号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十二条第三項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第五項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令

令和元年九月三十日

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 前

（農業対策室並びに生産安全専門官、農業審査官、農業国際審査官及び審査官）

第十九条 農産安全管理課に、農業対策室並びに生産安全専門官四人、農業審査官五人、農業国際審査官一人及び審査官五人を置く。

（略）